

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部森林・林業局林業振興課県産材利用班

電話番号 054-221-2691

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

森林第3号

(2) 業務名

令和3年度市町木材利用促進支援業務委託

(3) 業務概要

ア 県内市町職員等を対象とした、地域産木材の利用、建築施設の木造化・木質化等に関する基礎的な知識を習得する研修会、木材利用施設見学会の企画・運営

イ 県内市町職員等を対象とした、施設整備の計画段階における木材利用や、木製品の導入に関する疑問・課題を解決する相談対応の実施

(4) 業務期間

契約の日から令和4年2月25日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、営業種目「イベント」の資格を有している者又は入札参加資格確認申請書等の提出までに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格の営業種目「イベント」において、「講座の企画」を主要取扱業務として登録した者であること。

(4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和3年4月2日（金）から令和3年4月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で配布する。郵送での配布を希望する場合は上記2まで連絡すること。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を直接持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出期間

令和3年4月2日（金）から令和3年4月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

申請書及び入札説明書に記載の資料

(3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 入札参加資格の確認通知

令和3年5月10日（月）までに通知する。

(5) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、通知を受けた日から令和3年5月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに、上記2に書面を持参することにより、説明を求めることができる。

イ 入札執行者は、説明を求められたときは、令和3年5月13日（木）までに回答する。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和3年5月14日（金）午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階 経済産業部第5会議室

(3) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 入札参加希望者への説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は上記2とする。